砂利の採取計画の軽微な変更に該当する事項を定める基準

第１　目的

砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第１号）第４条第４項の規定により、砂利の採取計画の軽微な変更に該当する事項を、次のとおり定める。

第２　総則

砂利の採取計画（以下「計画」という。）に定める事項の変更が、第３に掲げる事項であって、当該計画における砂利の採取（洗浄を含む。）に関する行為に支障がなく、かつ、新たに災害が発生するおそれがないものであること。

第３　軽微な変更に該当する事項

１　運搬経路（搬出入路を含む。）の変更など、採取区域、採取量及び採取方法の変更を伴わない部分的な変更であること。

２　砂利の採取のための機械・設備を更新すること又は設置台数を減らすこと（災害の防止能力が低下しない場合に限る。）。

３　採取場の埋立て等に使用する土砂等の増加を伴わない変更であって、埋立て等に伴う災害発生のおそれがないものであること（栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱第３条第２項関係）。

４　砂利洗浄施設（付随する破砕・選別施設を含む。）の区域内において、以下の行為を行うこと。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく許可を受けて、当該洗浄施設を廃棄物処理施設として併用すること（当該廃棄物処理に係る保管施設等の設置を含む。）。

(2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）又は当該条例と同等の趣旨で制定した市町の条例の規定に基づく特定事業の許可等を受けて、土砂等を堆積すること（当該堆積に係る設備等の設置を含む。）。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく許可等又は当該法律と同等の趣旨で制定した条例に基づく許可等を受けて、土石を堆積すること。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)のほか、砂利の採取に関する行為以外の行為を行うこと（当該行為のための設備等の設置を含む。）。ただし、法令の規定に基づく許認可等を要する場合は、当該許認可等を受ける見込みが十分にあるものに限る。

５　砂利洗浄施設の区域の縮小に係る変更であること（新たな区域の編入を伴わないものに限る。）。

附　則

１　この基準は、平成31年７月１日から適用する。

２　砂利洗浄施設を中間処理施設として併用する場合の取扱要領及び砂利洗浄施設に土砂等の一時たい積場を設置する場合の取扱要領は、廃止する。

　　　附　則（令和３年３月25日改正）

　この基準は、令和３年６月１日から適用する。

附　則（令和７年２月18日改正）

この基準は、令和７年４月１日から適用する。